

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）実施要綱 新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>(制定) 令和2年3月25日付31環地次第635号 (改正) 令和4年3月18日付3環地次第754号 <u>(改正) 令和5年3月15日付4環気地第217号</u></p>	<p>(制定) 令和2年3月25日付31環地次第635号 (改正) 令和4年3月18日付3環地次第754号</p>
<p>第1から第3（現行のとおり）</p>	<p>第1から第3（省略）</p>
<p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 家庭用燃料電池の設置に係る経費の助成</p> <p>都は、次のとおり家庭用燃料電池の設置に係る経費の助成を行う。</p> <p>(1)（現行のとおり）</p> <p>(2)（現行のとおり）</p> <p>(3) 助成対象事業</p> <p>助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、東京都内の住宅に助成対象機器を新規に設置する事業であって、助成対象機器の種類に応じ、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア P E F C 令和2年4月1日から令和7年9月30日までの間に助成対象機器を設置すること。</p> <p>イ S O F C 令和2年4月1日から令和7年9月30日までの間に助成対象機器を設置すること。</p> <p>(4)（現行のとおり）</p> <p>(5)（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 家庭用燃料電池の設置に係る経費の助成</p> <p>都は、次のとおり家庭用燃料電池の設置に係る経費の助成を行う。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2)（省略）</p> <p>(3) 助成対象事業</p> <p>助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、東京都内の住宅に助成対象機器を新規に設置する事業であって、助成対象機器の種類に応じ、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア P E F C 令和2年4月1日から令和6年9月30日までの間に助成対象機器を設置すること。</p> <p>イ S O F C 令和2年4月1日から令和7年9月30日までの間に助成対象機器を設置すること。</p> <p>(4)（省略）</p> <p>(5)（省略）</p> <p>2（省略）</p>
<p>第5 本事業の実施体制</p> <p><u>1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。</u></p>	<p>第5 本事業の実施体制</p> <p>都は、次のとおり本事業を実施する。</p> <p><u>1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、</u></p>

2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

(1) 公社が助成対象者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん

(2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。

(1) PEFC

令和2年度から令和5年度まで行う。

(2) SOFC

令和2年度から令和5年度まで行う。

2 第4 1による助成金の交付は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。

(1) PEFC

令和2年度から令和7年度まで行う。

(2) SOFC

令和2年度から令和7年度まで行う。

第7 (現行のとおり)

第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。

(1) PEFC

令和2年度から令和4年度まで行う。

(2) SOFC

令和2年度から令和5年度まで行う。

2 第4 1による助成金の交付は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。

(1) PEFC

令和2年度から令和6年度まで行う。

(2) SOFC

令和2年度から令和7年度まで行う。

第7 (省略)

附 則（令和2年3月25日付31環地次第635号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日付3環地次第754号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日付4環気地第217号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日付31環地次第635号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日付3環地次第754号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。